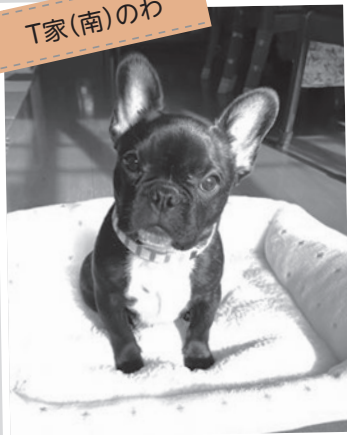




T家(南)のわ



【種類】フレンチブルドッグ(メス6カ月)

食いしん坊女子、お散歩は石ころ、葉っぱを見つけてはお口の中へ。道路掃除頑張ります！

N家(さくら台)湖子



【種類】ロングコートチワワ(メス11歳)

車が苦手でしたが、旅行に行っていて以来大好きになり、いつも連れてってと乗り込んできます。



問 環境政策課 ☎内線1561

〈テーマ〉飼い犬に「鑑札」と「注射済票」の装着を

飼い犬の場合、狂犬病予防法により、「鑑札」と「注射済票」を装着することが飼い主に義務付けられています。茨城県動物指導センターには毎日のように「鑑札」などを装着していかない迷子犬が保護されています。万が一迷子になってしまった場合にも、飼い犬の首輪などに「鑑札」や住所・連絡先などの情報が記載された「迷子札」を装着していると、飼い主のもとに戻る確率が非常に高くなり安心です。

今年度の狂犬病予防注射の接種期限は **12月末** までです！

令和3年度4月の集合注射は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止しましたが、狂犬病予防注射は、狂犬病予防法により接種が義務付けられています。必ず動物病院で狂犬病予防注射を12月末(今年度限りの特例による延長)までに受けてください。

飼い犬の健康状態等により接種ができない場合は、動物病院が発行する猶予証明書を経済政策課にご提出ください。

ペットの  
写真  
募集中！

投稿者の氏名・住所・電話番号と、ペットの名前(ふりがな)・種類・性別・年齢・30～40字の紹介コメントを記入の上、メールまたは封書でお送りください。※封書の場合、写真は返却しません。※掲載に不適切と思われる写真については、掲載しない場合がありますのでご了承ください。



【あて先】〒300-1292牛久市中央3-15-1「環境政策課わんにゃんこ」係 [E] kankyoku@city.ushiku.ibaraki.jp

消費生活の窓

ご相談は牛久市消費生活センターへ

【相談日】月～金曜日

(午前9時～正午/午後1時～4時)

問 牛久市消費生活センター ☎830-8802

保険金で住宅修理ができること  
勧誘する事業者に注意！

— 保険金の請求は加入者自身で行えます —

国民生活センターから再び「保険金が使えない」と勧誘する住宅修理サービスに関する注意喚起が行われました。全国の消費生活センターへのトラブル相談が急増しているためです。2020年度の相談件数は2019年度の2倍以上、2021年度もすでに前年同期を上回る相談が寄せられています。また、災害で被害を受けた直後だけでなく、過去の被害があつた地域に勧誘が行われるケースも見受けられ、注意が必要です。当センターにも「自然災害調査を無料で行う」とのチラシがポストに投函されていたとの情報提供や問い合わせが寄せられています。

なくとも、過去の被害



- ★請求期限が迫っている等の勧誘をうのみならず、安易に契約しないようにしましょう。
- ★火災保険申請サポートを受ける前に損害保険会社に連絡しましょう。
- ★ウソの理由で保険金の請求を行うことは絶対にやめましょう。保険金詐欺に該当するおそれがあります。